

記載例①

第 年 月 日
号

群馬県知事 様

記載例②の「6 工事主体者」と同一人とする

住 所 吉岡町南下〇〇〇番地
氏名等 吉岡 太郎

押印不要

埋蔵文化財発掘の【届出・通知】について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）（第93条第1項・第94条第1項）、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条（第1項第5号・第2項）の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり（届出・通知）します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

記載例②

別記

文化財保護法第93条第1項・第94条第1項（○で囲むこと）

県文書番号	文財第	号・平成	年	月	日
-------	-----	------	---	---	---

1 所在地	吉岡町大久保○○○番地 外 ○筆				
2 面積	○○○㎡				
3 土地所有者	住所 吉岡 次郎				
	氏名等 吉岡町上野田○○○番地				
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓				
	城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ()				
遺跡の名称	網掛け部分は記載不要			(県遺跡番号)	員数
				(市町村遺跡番号)	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()				
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()				
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物 ()				
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()				
工事の概要					
6 工事主体者	住所 吉岡町南下○○○番地				
	氏名等 吉岡 太郎				
7 施行責任者	住所 吉岡町北下○○○番地				
	氏名等 ○○建設 未定の場合は「未定」と記載				
8 着手予定時期	年	月	日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	届出は着手の60日前まで				
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()				

[注意事項]

- ① 太線内は届出者・通知者が記入すること。
- ② 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入すること。

留意事項

発掘届

- (1) 群馬県知事宛て（2部）を吉岡町文化財センターへ提出（町から県へ進達）
- (2) 届出者（連名の場合には連書）
- (3) 氏名等の後の**押印は不要**
- (4) 「6 工事主体者」と表面の「届出者」は同一人とする。
- (5) 「8 着手予定時期」の記載については、文化財担当者と事前協議のこと。
※届出は着手の60日前まで
- (6) 「9 終了予定時期」の記載も同様とする。
- (7) 添付書類について
 - ・位置図・平面図（配置図）・基礎断面図（敷地内の切土・盛土がわかるもの）

調査承諾書

- (1) 吉岡町教育委員会教育長宛て 1部
- (2) 土地所有者が複数の場合には、各所有者より届出のこと
- (3) **氏名の後に捺印**のこと（認印可）

その他

- (1) 農地の場合には、「農地転用許可書(写)」1部添付のこと（文化財担当者と事前協議のこと）
- (2) 確認調査実施にあたり、地下埋設物や地上にある構造物や立木、草等、調査に支障があると判断した物の撤去をお願いすることがあります。
- (3) その他不明な点については、文化財担当者と協議のこと。